

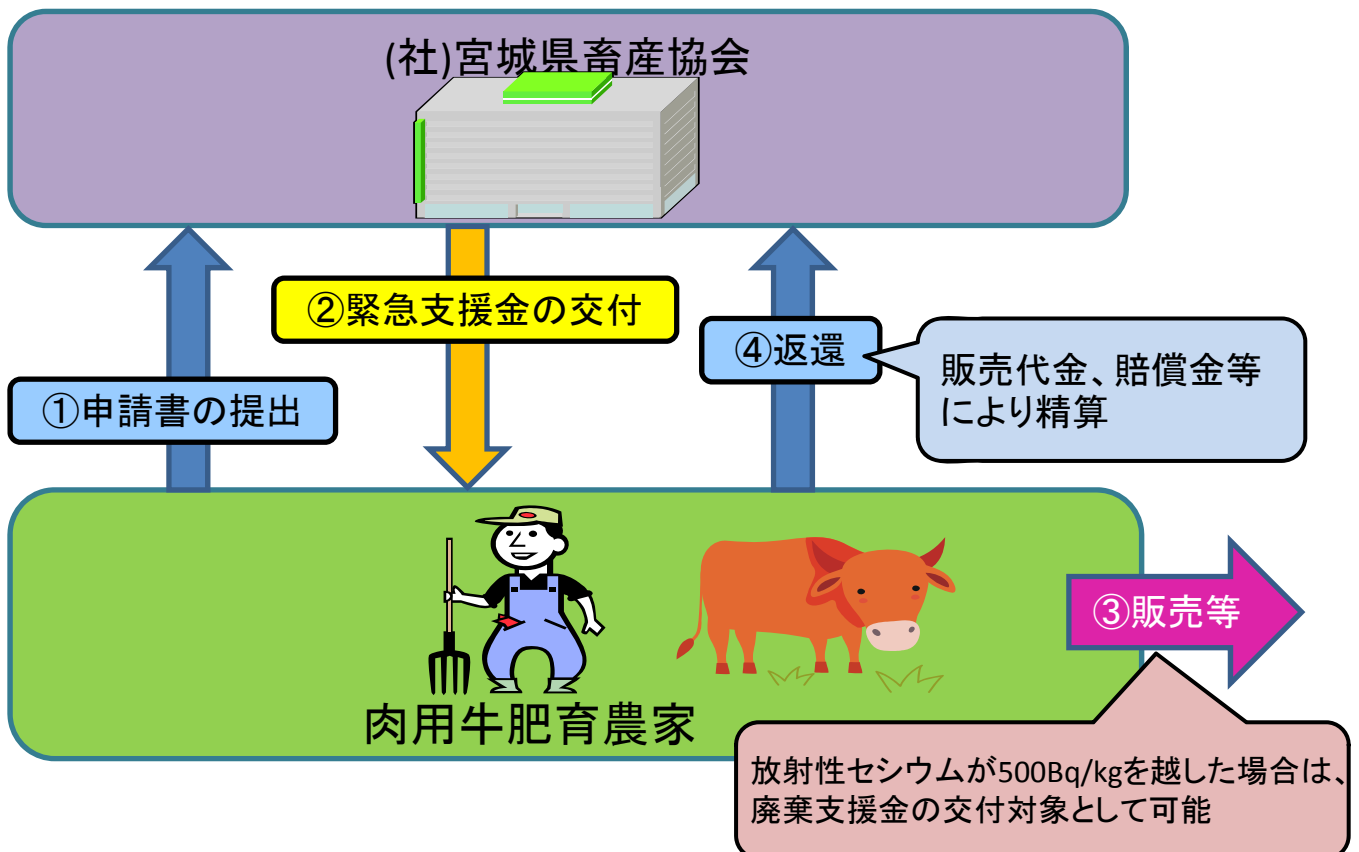
# ① 肥育農家緊急対策事業(緊急支援金)

肉用牛肥育農家の資金繰りのため、(社)宮城県畜産協会が下記対象牛(肥育牛)1頭当たり5万円(緊急支援金)を交付します。

- 対象となる方
  - ・ 牛の肥育を行っている方 (対象となる牛の損益が帰属する方)
  - ・ 緊急支援金相当額の返還ができる方

- 支援額  
平成23年7月28日現在で下記月齢範囲で  
飼養していた牛の頭数 (上限) × 5万円

- ◆ 対象牛
  - ・ 肉専用種 → 満9ヵ月齢を超え、満34ヵ月齢未満
  - ・ 交雑種 → 満7ヵ月齢を超え、満32ヵ月齢未満
  - ・ 乳用種 → 満6ヵ月齢を超え、満26ヵ月齢未満



- 対象牛は、トレーサビリティ情報に基づくリストにより確認していただきます。
- 転入・転出届けは早めに家畜改良センターへ報告下さい。

## 【お問い合わせ先】

社団法人 宮城県畜産協会 経営支援課

TEL 022-298-8475 FAX 022-292-5395

## ② 出荷遅延対策事業(出荷遅延支援金)

肉用牛肥育農家の資金繰りのため、(社)宮城県畜産協会が下記品種毎対象牛(肥育牛)へ出荷遅延支援金を交付します。

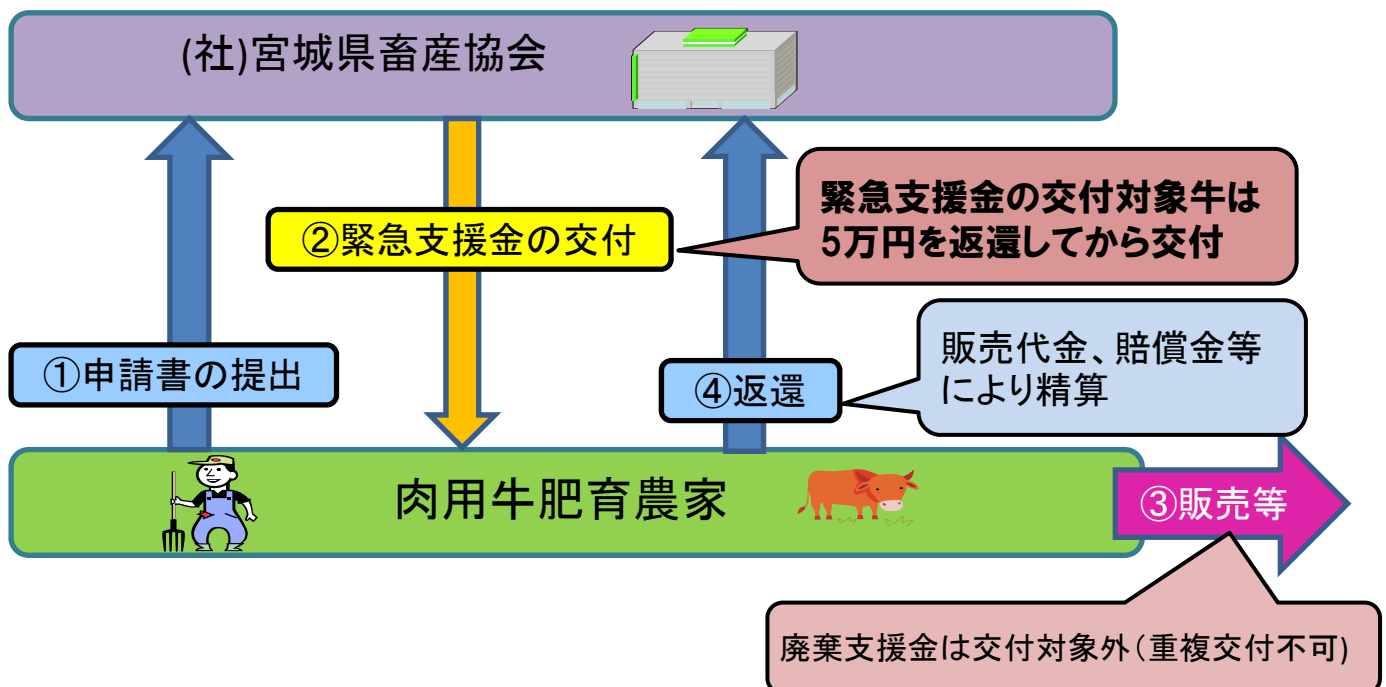
### ○ 対象となる方

- ・牛の肥育を行っている方(対象となる牛の損益が帰属する方)
- ・事業対象牛については、東電へ損害賠償請求をしている方(自ら又は委任している方)
- ・出荷遅延支援金相当額の返還ができる方

### ○ 支援額

毎月の申請日【基準日】(平成23年9月1日、10月1日、11月1日、12月1日)において、下記の品種毎月齢を超えて飼養していた牛の頭数(上限)×下記品種毎単価

品種区分	基準日における月齢基準	支援額	基準日
黒毛和種	29ヶ月齢超	83万円	県統一申請日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日
日本短角種	28ヶ月齢超	54万円	
肉専用種(黒毛・短角以外)	29ヶ月齢超	78万円	
交雑種(乳用種とのF1)	26ヶ月齢超	50万円	
乳用種	21ヶ月齢超	29万円	



○対象牛は、トレーサビリティ情報に基づくリストにより確認していただきます。

○転入・転出届けは早めに家畜改良センターへ報告下さい。

### 【お問い合わせ先】

社団法人 宮城県畜産協会 経営支援課

TEL 022-298-8475 FAX 022-292-5395

### ③ 肥育牛出荷対策事業(うち廃棄支援金)

肉用牛肥育農家の資金繰りのため、(社)宮城県畜産協会が下記品種毎対象牛(肥育牛)へ廃棄支援金を交付します。

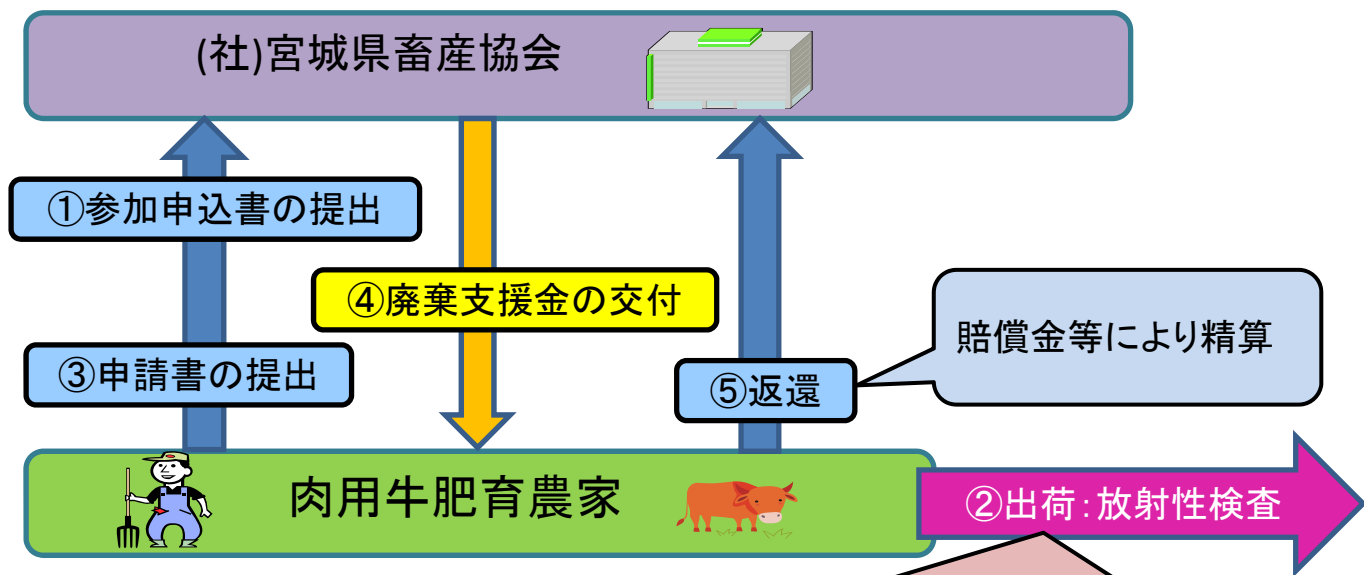
#### ○ 対象となる方

- ・ 牛の肥育を行っている方 (対象となる牛の損益が帰属する方)
- ・ 事業対象牛については、東電へ損害賠償請求をしている方 (自ら又は委任している方)
- ・ 廃棄支援金相当額の返還ができる方

#### ○ 支援額

出荷制限指示日(平成23年7月28日)において下記月齢範囲で飼養していた肥育牛で、牛肉の放射性セシウム検査結果が、500Bq/kgを越した牛の頭数(上限)×下記品種毎単価

品種区分	月齢範囲 (7/28現在)	支援額	申請日	事業の重複
肉専用種(短角以外)	満9~34ヶ月齢未満	82万円	参加申込提出後で、検査結果判明後速やかに申請書を提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急支援金(5万円)との重複は可能</li> <li>・ 出荷遅延支援金との重複は不可能</li> </ul>
日本短角種	満9~34ヶ月齢未満	58万円		
交雑種(乳用種とのF1)	満7~32ヶ月齢未満	54万円		
乳用種	満6~26ヶ月齢未満	33万円		



放射性セシウムが500Bq/kgを越した場合に、廃棄支援金の交付対象(出荷遅延支援金との重複不可)

○対象牛は、トレーサビリティ情報に基づくリストにより確認していただきます。

○転入・転出届けは早めに家畜改良センターへ報告下さい。

#### 【お問い合わせ先】

社団法人 宮城県畜産協会 経営支援課

TEL 022-298-8475 FAX 022-292-5395

## ④ 肥育牛出荷対策事業(うち価格低下支援金)

肉用牛肥育農家の資金繰りのため、(社)宮城県畜産協会が下記対象牛(肥育牛)へ価格低下支援金を交付します。

### ○ 対象となる方

- ・牛の肥育を行っている方(対象となる牛の損益が帰属する方)
- ・事業対象牛については、東電へ損害賠償請求をしている方(自ら又は委任している方)
- ・価格低下支援金相当額の返還ができる方

### ○ 対象牛

平成23年7月28日現在で下記月齢範囲で飼養していた牛で、かつ平成23年8月26日以降平成23年12月31日の期間に販売した肥育牛

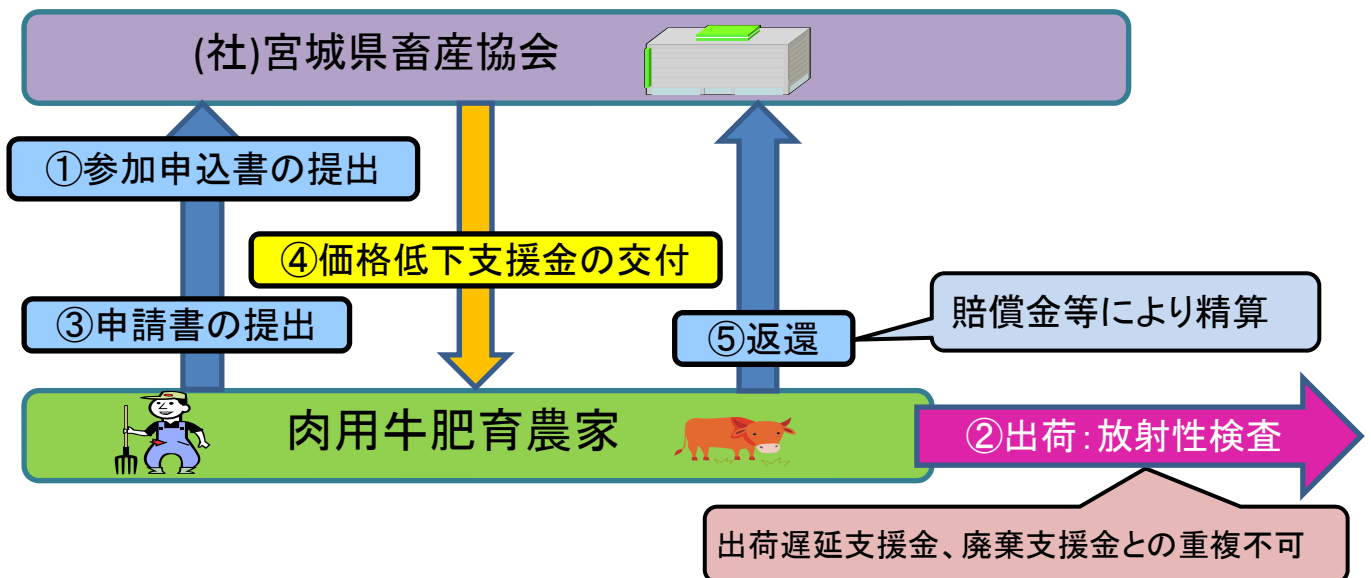
#### ◆ 対象牛

- ・肉専用種 → 満9ヵ月齢を超え、満34ヵ月齢未満
- ・交雑種 → 満7ヵ月齢を超え、満32ヵ月齢未満
- ・乳用種 → 満6ヵ月齢を超え、満26ヵ月齢未満

### ○ 支援額

品種別に平成23年4から6月の平均販売価格と、平成23年8月以降12月までの、毎月の宮城県産肥育牛平均販売価格との差額を交付します。

なお、各月の品種別等の価格低下支援金単価は、販売月の翌月中旬に公表しますので、それ以降に申請書の提出をお願いします。



○対象牛は、トレーサビリティ情報に基づくリストにより確認していただきます。

○転入・転出届けは早めに家畜改良センターへ報告下さい。

### 【お問い合わせ先】

社団法人 宮城県畜産協会 経営支援課

TEL 022-298-8475 FAX 022-292-5395